

長岡都市計画第一種市街地再開発事業の決定（長岡市決定）

1 都市計画大手通坂之上町地区第一種市街地再開発事業を次のように決定する。 （長岡市）

名 称	大手通坂之上町地区第一種市街地再開発事業						
面 積	約 1.7ha						
及び配置公共施設の規模	道 路	種 別	名 称	幅 員	延 長	備 考	
		幹線道路	3・2・1 長岡停車場線	18m (36m)	約 148m	整備済	
		区画道路	市道 405 号線	7.5m (15m)	約 53m	整備済	
			市道 406 号線	4 m (8 m)	約 171m	整備済	
建築物の整備に関する計画	街区番号	建築物		建蔽率	容積率	主要用途	備 考
		建築面積	延べ面積				
	A-1	約 1,900 m ²	約 12,000 m ²	約 8/10	約 38/10	公共公益施設 業務施設 商業施設 住宅 駐車場	
	A-2	約 2,800 m ²	約 19,000 m ²	約 8/10	約 53/10		
	B	約 3,100 m ²	約 13,000 m ²	約 8/10	約 35/10		
	C	約 2,700 m ²	約 13,000 m ²	約 8/10	約 29/10		
参 考	高度利用地区の制限内容 ・ 建築物の容積率の最高限度 60/10 以下 ・ 建築物の容積率の最低限度 20/10 以上 ・ 建築物の建蔽率の最高限度 8/10 以下 ・ 建築物の建築面積の最低限度 200 m ² ・ 壁面の位置の制限あり ※ただし、建蔽率の最高限度は、建築基準法第 53 条第 3 項第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当する建築物にあっては 1/10、同項第 1 号及び第 2 号に該当する建築物又は第 5 項第 1 号に該当する建築物にあっては 2/10 を加えた数値とする。						
に建築敷地の整備	街区番号	建築敷地面積	整備計画				
	A-1	約 2,500 m ²	A-1 及び A-2 街区では市道 406 号線の道路境界より 2 m、3・2・1 長岡停車場線の道路境界より 1 m、C 街区では市道 405 号線及び市道 406 号線の道路境界より 1 m の壁面の位置の制限を設けることにより、安全で快適な歩行者空間を確保する。 ただし、公共用歩廊その他これに類するものと接続する建築物の部分については適用しない。				
	A-2	約 3,500 m ²					
	B	約 3,700 m ²					
	C	約 3,500 m ²					
	計	約 13,200 m ²					
住宅建設の目標		戸 数	備 考				
		—					

「施行区域、公共施設及び街区の配置は計画図表示のとおり」

2 理由

土地の合理的かつ健全な高度利用を図り、良好な市街地環境の形成と中心市街地に必要な都市機能の集積促進を図るため、第一種市街地再開発事業を決定する。